

# 神奈川県企業庁 設計変更ガイドライン

平成 30 年 4 月

## はじめに

平成 26 年 6 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 4 日法律第 56 号）」（以下、「改正品確法」という）において、同法の基本理念に則り適正な発注がなされるよう、発注者の責務に係る規定が明確化、強化されました。その中で、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、適切に設計図書の変更及び必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者の責務として定められました。

神奈川県公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）では、施工条件が変わった場合等の確認手続きや、設計図書の変更等について定めていますが、本ガイドラインは、契約約款を使用して契約した工事について、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について具体的にすることにより、設計変更を円滑・適切に行うための受注者・発注者双方にとっての共通の手引書として整理したものです。

企業局水道部計画課

## 目次

1	用語の定義	1
2	設計変更ガイドライン策定の目的	2
	(1) 工事の特徴	
	ア 土木・水道工事	
	イ 電気・機械設備工事	
	(2) 設計変更の現状	
	ア 共通事項	
	イ 電気・機械設備工事	
	(3) 適切な設計変更の必要性	
	(4) 設計変更ガイドライン策定の目的	
3	設計変更の基本的な考え方	4
4	発注者・受注者の留意事項	5
	(1) 発注者の留意事項	
	(2) 受注者の留意事項	
5	設計図書の照査	6
	(1) 設計図書の照査とは	
	(2) 照査の結果により問題点が見つかった場合	
	(3) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	
6	設計変更の対象とならないケース	7
7	設計・契約変更の対象となるケース	8
	(1) 図面と仕様書等が一致しない（契約約款第 18 条第 1 項第 1 号）	
	(2) 設計図書に誤謬（ごびゅう）または脱漏（だつろう）がある（第 18 条第 1 項第 2 号）	
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合（第 18 条第 1 項第 3 号）	
	(4) 設計図書に示された（自然的又は人為的な）施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第 18 条第 1 項第 4 号）	
	(5) 予期することができない特別な状態が生じた場合（第 18 条第 1 項第 5 号）	
	(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（第 19 条）	
	(7) 受注者の責に帰することができない事由による工事の一時中止（第 20 条）	
	(8) 受注者の責に帰することができない事由による工期内に工事を完成する事ができ	

ない場合（第 21 条）	
（9）発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合（第 22 条）	
8 「指定」・「任意」の正しい運用について .....	18
（1）自主施工の原則	
（2）「指定」	
（3）「任意」	
（4）「指定」と「任意」の考え方	
（5）留意事項	
9 施工条件明示 .....	21
10 承諾図の協議における設計変更手続き .....	23
11 参考資料 .....	24
（1）契約約款（抜粋）	
（2）水道工事標準仕様書（抜粋）	
（3）電気・機械工事標準仕様書（抜粋）	
12 Q & A .....	30
（1）ガイドライン全般	
（2）施工条件明示について	
（3）「指定」と「任意」の考え方	
（4）個別事例	

## 1 用語の定義

設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を次のとおり定義する。

### ○ 契約図書

契約書及び設計図書をいう。

### ○ 契約約款

神奈川県公共工事標準請負契約約款をいう。

### ○ 設計図書

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、現場説明書C 施工条件により、施工条件明示書も設計図書に含まれる。

なお、本ガイドラインの取扱いについては、現場説明書内で位置づけている。

(契約約款 第1条第1項)

(現場説明書 C 施工条件)

### ○ 仕様書

各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面（図面）及び受注者が提出し監督員が承諾した書面（図面）は、特記仕様書（図面）に含まれる。

### ○ 参考図書（参考資料、参考図）

現場条件から想定される一般的な仮設備や、工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した図書であり、契約図書に含まれない図書にあたり、その内容は発注者及び受注者を拘束するものでない。

### ○ 単価抜き設計書

単価抜き設計書は、「予定価格の算出の基礎となるもの」であり、設計図書には含まれない。ただし、設計変更が生じた場合は請負代金額の変更にあたって受注者と協議する根拠資料となるものである。

企業庁では、参考図書の一つとしている。

### ○ 設計変更

契約約款第18条または第19条の規定により、図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

### ○ 契約変更

契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

## 2 設計変更ガイドライン策定の目的

### (1) 工事の特徴

#### ア 土木・水道工事

土木・水道工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現場条件、環境の下で建造しなければならない。また、不可視部分等については、事前調査では発見できなかったことが起こりうる可能性が想定される。

このような現場条件や環境の変化などに柔軟に対応するためには、設計内容の前提条件を明示するとともに、自然的または人為的な条件による変更事項をあらかじめ想定し、条件明示することにより円滑な設計変更に備えることが重要である。

#### イ 電気・機械設備工事

土木工事では、主要な工事目的物が構造物であり、その形状・寸法・材料等が詳細な設計図で示される。

これに対し電気・機械設備工事では、受注者が発注仕様に基づき個別に設計製作する設備・機器及びそれらを組み合わせたシステムが主要な工事目的物である。

発注者は、公共調達ของ公平性・透明性の観点から、入札時には製造業者に結びつく装置や機器等の詳細な仕様や形状・寸法・材料等を明示せず、有すべき能力と標準的な仕様を示すにとどめている。

また、主たる装置や機器等に製造業者固有のノウハウ等を生かすための「性能発注・性能規定」的な仕様により発注しているため、受注者は、工事契約後にこれらを満足するシステムの設計を行い、発注者との承諾図等による協議・同意を経て詳細仕様を確定する必要がある。

さらに近年では、老朽施設の増加に伴い、既存施設の機能を維持、供用しながら施工を行う修理・更新工事が発注工事の主体となっている。

### (2) 設計変更の現状

#### ア 共通事項

- ① 条件明示の内容不足により本来設計変更の対象になるべき事項を対象外としたり、口頭のみで協議したために、設計変更の段階で意見が食い違い変更に反映されなかったといった事例がある。
- ② 現場条件が当初の想定に対して大きく乖離していたにもかかわらず「任意仮設」であるがために変更しない等、発注者と受注者との間でトラブルとなる事例が見受けられる。

## イ 電気・機械設備工事

- ① 設計条件が現場の条件と一致しない、または現場条件に変更がある場合でも性能規定の仕様により「性能を発揮するのが当然」として、設計変更を実施しない場合がある。
- ② 装置や機器等の詳細な仕様や形状・寸法・材料等及び有すべき能力と標準的な仕様しか設計図書に明示できない、または明示していない場合がある。
- ③ 既存施設の機能を維持した状態で、現場状況、施工条件等を把握することが難しく、当初設計の段階で現場条件を完全に明示することが困難な場合がある。

### (3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念として、第3条第10項に「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結」すること、また、第7条第1項に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が発注者の責務として規定されている。

### (4) 設計変更ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務を円滑に進めるために、発注者と受注者が相互に正しい設計変更のルールについて理解しておく必要がある。

そこで、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにし、設計変更を適切に行うことを目的として設計変更ガイドラインを策定する。なお、設計変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

### 3 設計変更の基本的な考え方

工事の設計積算は、現場の自然条件、社会的条件、施工時期など、施工に影響を与える様々な内容を、設計時点で出来る限り想定した上で行うものであり、工事の施工は、作成した設計図書に基づいて実施すべきである。しかし、やむを得ない事情により、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損なわない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

(契約約款第 18 条)

また、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者は自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。設計図書の変更を認めないという方法もあり得るが、その場合には発注者にとって無用なものが建設されることとなり、社会的に無駄である。このように設計図書の変更を認めないことは、社会的、経済的に不適當な結果を招くため、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更を任意に行うことができる。

(契約約款第 19 条)

設計図書の条件変更等に関しては、契約約款第 18 条及び第 19 条に規定されており、発注者及び受注者は、これらの規定に従って手続きを進める必要がある。



## 4 発注者・受注者の留意事項

### (1) 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従って実施されるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければならない。

また、工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示する権限はなく、これらは全て協議によることとなる。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければならない。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。  
(契約約款第1条第5項)
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。  
(契約約款第18条第2項)
- 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上決定する。  
(契約約款第23条, 第24条)
- 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。

### (2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを事前に確認する必要がある。また確認した内容も踏まえ、受注者が任意で定める範囲を含めた施工内容等を具体的に施工計画書に記載して工事着手前に提出し、これを遵守して施工しなければならない。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければならない。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な通知、報告等は書面で行う。  
(契約約款第1条第5項)
- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知し、確認を求める。  
(契約約款第18条第1項)
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その内容について、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する(独自の判断で施工しない)。
- 協議を求める場合は、協議理由及び協議内容を発注者が確認できるよう、必要となる資料を整えて、書面により行う。

## 5 設計図書の照査

### (1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか確認することである。

具体的には、水道工事標準仕様書、土木工事共通仕様書及び電気・機械工事標準仕様書（1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されているとおり、受注者が施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することである。

### (2) 照査の結果により問題点が見つかった場合

受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。確認できる資料とは、現地地形図、図面との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

### (3) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、次のものなどが想定される。

- 新たな設計図の作成が必要なもの
  - ・ 現地確認の結果、新たに設計図を作成する必要があるもの。  
(例：機器の大幅な配置変更、配管・配線ルート等の大幅な計画の変更等を伴い、新たな設計図が必要となるもの。)
- 構造計算等が伴うもの
  - ・ 既設構造物の新たな開口部設置等に伴う構造計算  
(ただし、受注者の都合、責がある場合を除く。)
  - ・ 設計図書に明示されていない現場施工条件の検討  
(例：重建設機械等の支持力に係る地質調査を含む軟弱地盤の対策の検討が必要となるもの。)
- 設計根拠の検討まで必要なもの
  - ・ 各種技術基準や設計要領等との対比設計
  - ・ 設計図書に示された構造物の寸法、形状等の検討
  - ・ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

## 6 設計変更の対象とならないケース

次の場合、原則として設計変更はできない（ただし、災害等における臨機の対応については、契約約款第 26 条（臨機の措置）により、この限りではない）。

### ○ 設計図書に条件明示の無い事項で、発注者と事前に「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合

「協議」とは、発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によることをいう。受注者は契約約款第 18 条第 1 項により、設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面（工事打ち合わせ簿等）により監督員に提出し、指示を求める必要がある。

### ○ 発注者と「協議」しているが、協議の回答前に施工した場合

協議の回答は、発注者が契約約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内に行うことになっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかし、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

### ○ 「承諾」で施工した場合

「承諾」とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等の場合は、契約約款第 18 条による確認をすることが必要であり、安易な「承諾」による施工は避けるべきである。

ただし、受注者が自らの都合による材料等や施工方法等の変更について、設計図書に示す工事目的物の形状寸法や材料規格と比較し同等以上と判断され、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、設計変更を行わず、承諾により工事目的物の変更を行うケースがある。

### ○ 契約約款・水道工事標準仕様書、土木工事共通仕様書及び電気・機械工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合

（契約約款第 18 条～第 24 条、水道工事（電気・機械工事）標準仕様書 1-1-3、1-1-14～1-1-16、土木工事共通仕様書 1-1-3、1-1-15～1-1-17）

発注者及び受注者は、通知・協議・指示・確認など、所定の手続きを経て契約変更に至る必要がある。

### ○ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工しなければならない。

## 7 設計・契約変更の対象となるケース

条件変更等に伴う設計変更の対象は、契約約款第 18 条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第 19 条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については、契約約款第 20 条（工事の中止）で規定している。

設計・契約変更の対象となる主な事項は次のとおり。

### 設計・契約変更の対象となる事項

設計・契約変更対象事項	契約約款
(1) 図面と仕様書等が一致しない（これらの優先順位が定められている場合を除く）	第 18 条第 1 項第 1 号
(2) 設計図書に誤謬 <small>ごびゅう</small> または脱漏 <small>だつろう</small> がある	第 18 条第 1 項第 2 号
(3) 設計図書の表示が明確でない	第 18 条第 1 項第 3 号
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第 18 条第 1 項第 4 号
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた	第 18 条第 1 項第 5 号
(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する	第 19 条
(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第 20 条
(8) 受注者の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない	第 21 条
(9) 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある	第 22 条

第 18 条第 1 項第 1 号から第 3 号の 2 つ以上にあてはまる事例もあると考えられるが、設計変更の際の取扱には差がないので、厳密に区分する必要はない。

※ 契約約款では、上記表における条文に起因する場合の他、第 8 条（特許権等の使用）、第 15 条（支給材料及び貸与品）、第 17 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）、第 25 条（賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更）、第 26 条（臨機の措置）、第 27 条（一般的損害）、第 29 条（不可抗力による損害）、第 33 条（部分使用）で設計・契約変更する場合があることを規定している。

しかし、上表に当てはまる場合であっても、設計変更の基本的な考え方の範囲を越える場合は、設計変更により対応することは出来ない。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経していない場合も、設計変更により対応することは出来ない。



### (3) 設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項第3号）

設計図書の表示が明確でないとは、表示が不十分、不正確、不明瞭で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。

この場合においても、受注者が自ら判断して施工することは不適當である。

[例]

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である
- ・水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件の明示がない
- ・使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）
- ・図面の記載内容が読み取れない
- ・「必要なもの一式」等の抽象的な記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、想定外に過度の納入が必要となる場合
- ・水位計を設けると仕様書に記載があるが、具体的な設置場所の明示がなく、ケーブル、電線管等が必要となる場合
- ・配管保温の記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、特別な凍結対策が必要となる場合
- ・他の工事の工期についての記載があるが、影響箇所、制限される施工内容、施工時期、時間等の記載がない  
など

### (4) 設計図書に示された（自然的又は人為的な）施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項第4号）

自然的条件とは例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

[例]

- ・設計図書に明示された地下埋設物の位置が現場と一致しない
- ・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない
- ・設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が道路使用許可と一致しない
- ・前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない
- ・設計時の地盤高と施工時の地盤高が違っており、土工量が増減する場合
- ・設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
- ・土質条件が、現場と一致しない
- ・新旧連絡管部において、地下工作物等があり、支障になる
- ・設計図書に明示された機器等を設置する建屋等の位置、寸法等が現場と一致せず、工事に支障をきたす恐れが認められた場合
- ・設計図書に使用可能と明示された既存設備が実際には使用できず、代替設備が必

要となる場合

- ・ 設計図書に再利用と明示された部品が実際には使用できず、新たに製作する場合
  - ・ 修繕工事等における交換部品等が分解・点検の結果、当初発注と異なる場合
  - ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合
  - ・ 設計図書に明示された施工方法が現地条件と一致せず、別の仮設が必要となる場合
  - ・ 設計図書に屋内に設置と明示された機側操作盤等について、屋外設置となった場合
  - ・ 設計図書に記載が無く、関連する工事、関係機関及び第三者機関等による制約が課せられた場合
  - ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有物、PCB 等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- など

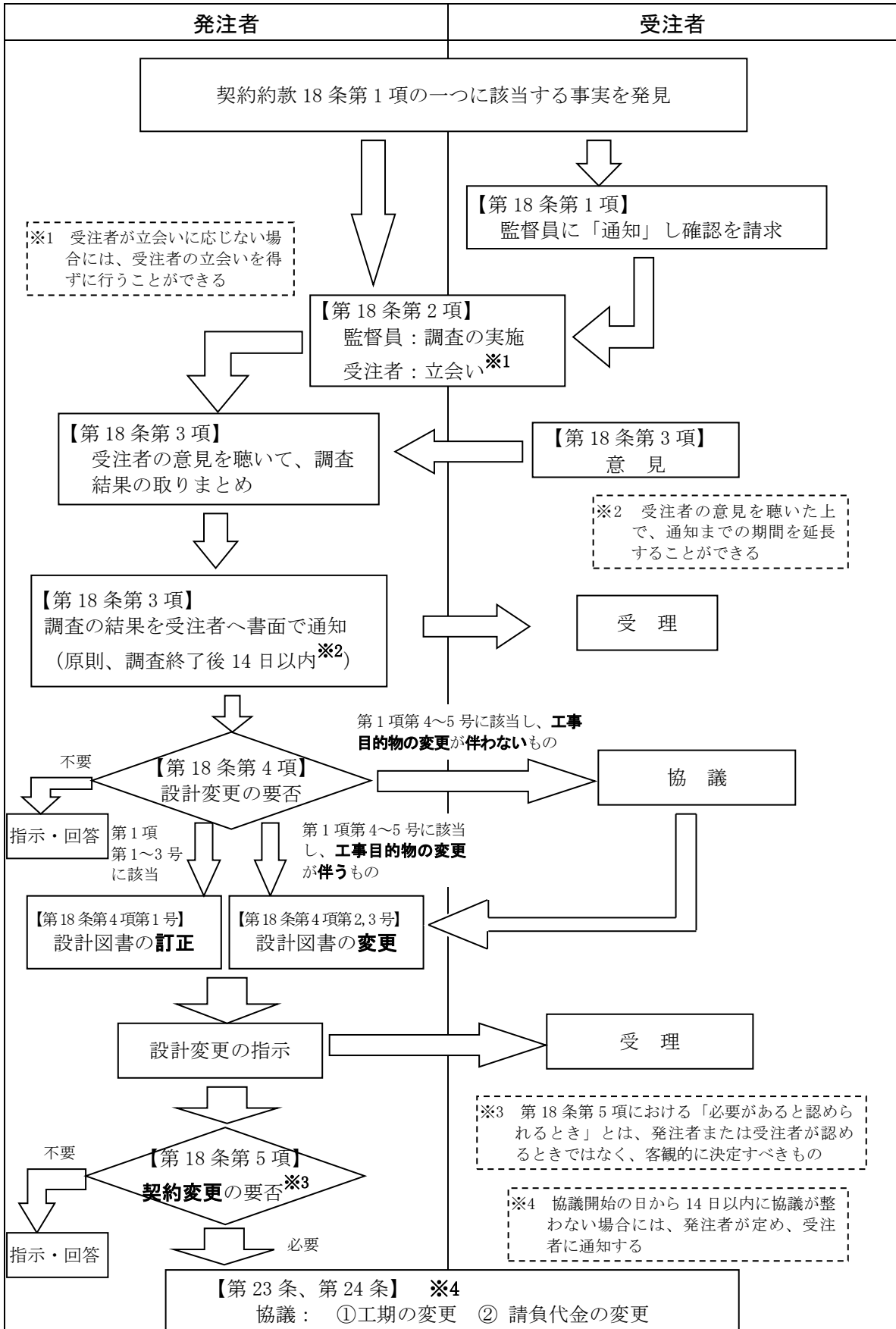
#### (5) 予期することができない特別な状態が生じた場合（第 18 条第 1 項第 5 号）

設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合をいう。設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

[例]

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合 など

契約約款第 18 条第 1 項に係る変更手続きのフロー





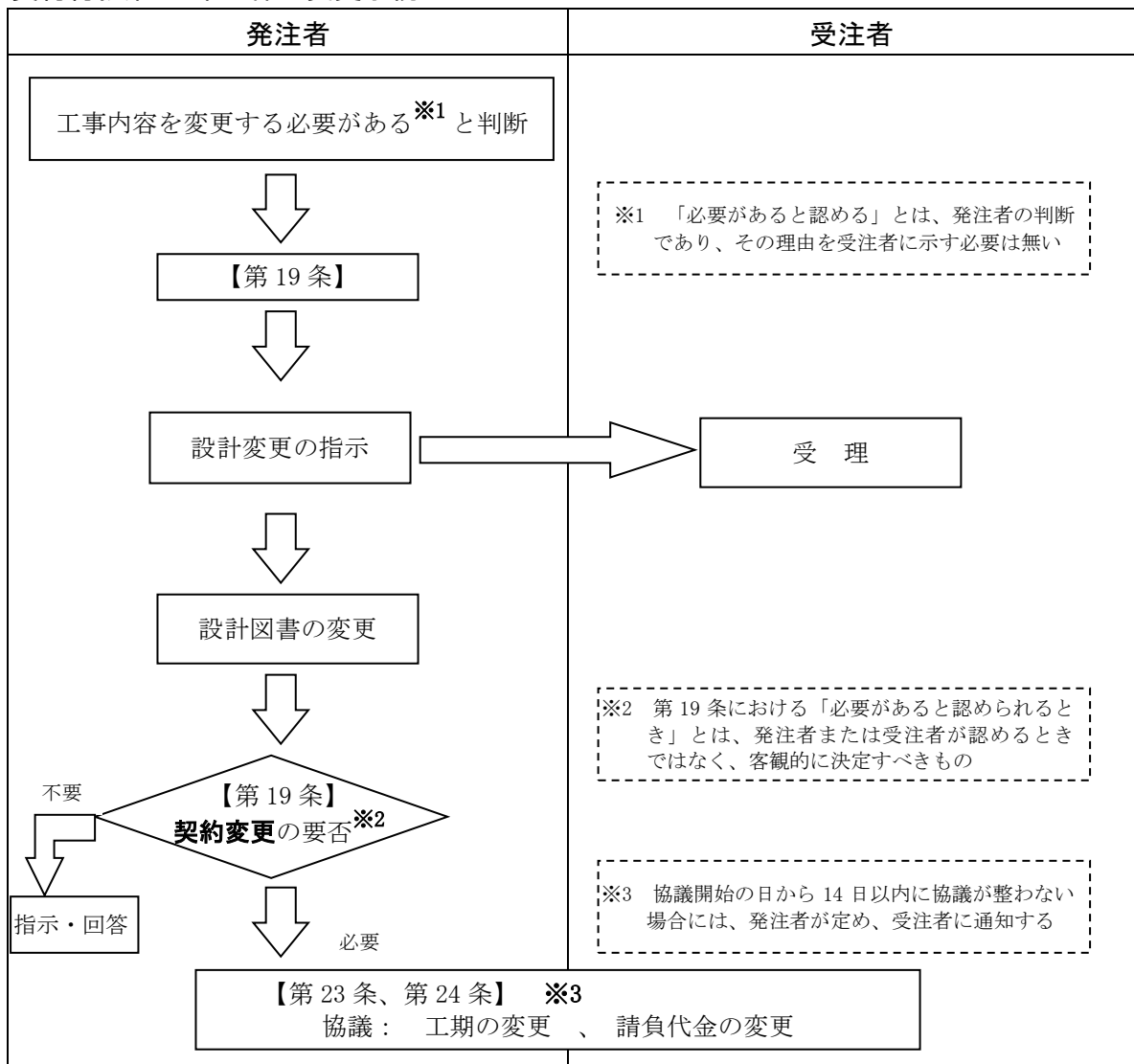
(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（第 19 条）

発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を検討した上で、工事を発注しているが、発注後の状況変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は工事内容を受注者に通知して、設計図書を変更することが出来る。

[例]

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関係官公署の行政指導等により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関連工事との調整により、仕様等を変更する必要があると認める場合
- ・ 施設の維持管理または利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合
- ・ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費率分の対象以外について）を必要と判断し、追加する必要があると認める場合等

契約約款第 19 条に係る変更手続きのフロー



## (7) 受注者の責に帰することができない事由による工事の一時中止（第20条）

受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければならない。

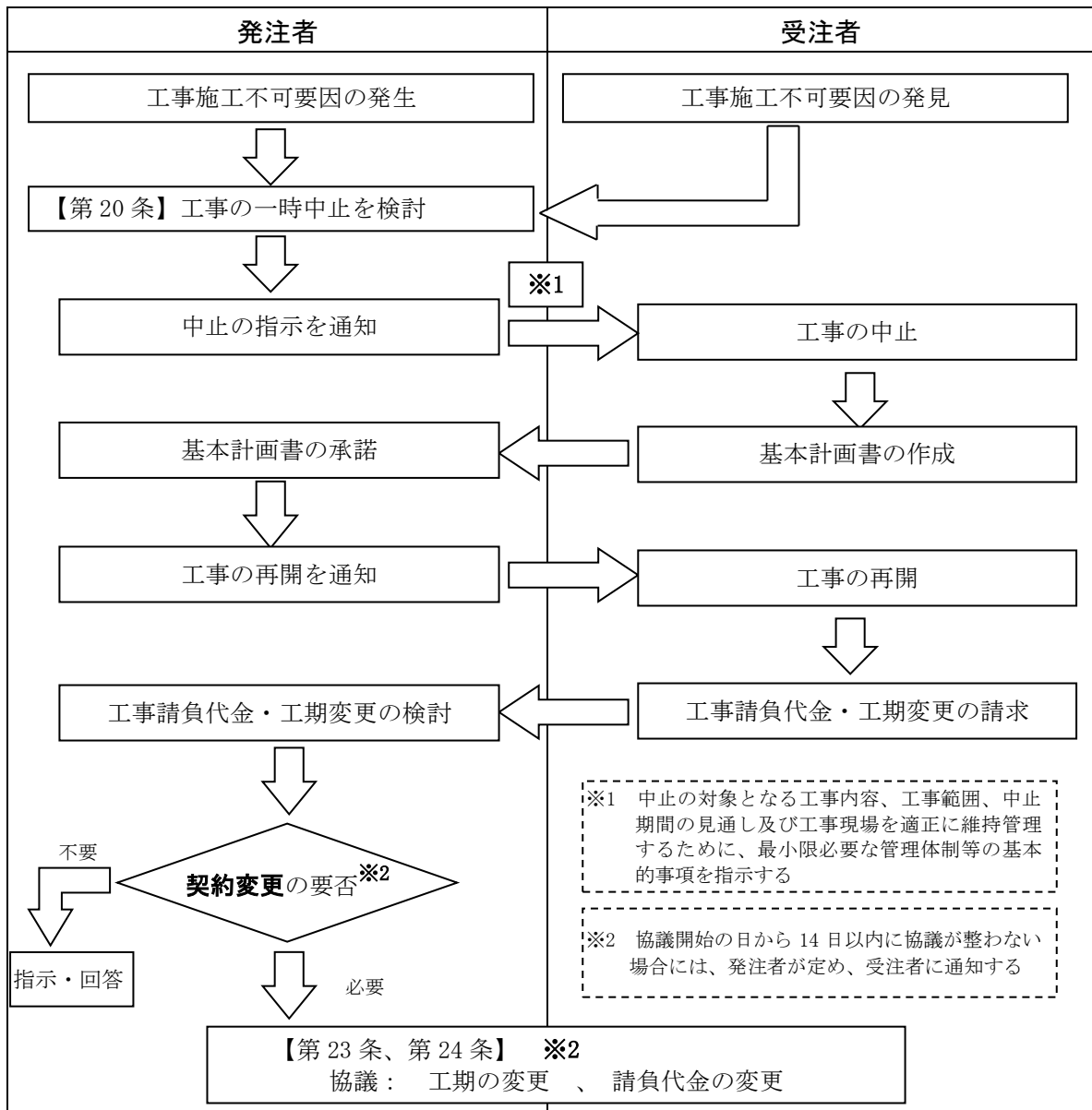
また、工事を一時中止したことにより、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持しておく必要が生じたり、労働者、建設機械器具等を保持するための費用が生じるなど、工事の施工の一時中止を伴う増加費用が発生した場合は、発注者が工期、請負代金額を変更して、必要な費用を負担しなければならない。

ここでいう“工事の一時中止”は、工事の打切りは含んでいない。また、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を受注者に命じなければならない。

### [例]

- ・ 工事用地等の確保ができない等のため受注者が施工できないと認められるとき
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合
- ・ 関連する他工事の遅れ、関係官公署との協議が未了等により、現場施工に着手できない場合
- ・ 災害等（豪雨、地震、火災等）または人為的な事象（騒乱、暴動、反対運動等）により、施工できないと認められる場合
- ・ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行ができない場合
- ・ 設計図書に定められた着手時期に受注者の責によらず施工できないと認められる場合
- ・ 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ・ 受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）など

契約約款第 20 条（工事の一時中止）に係る基本フロー



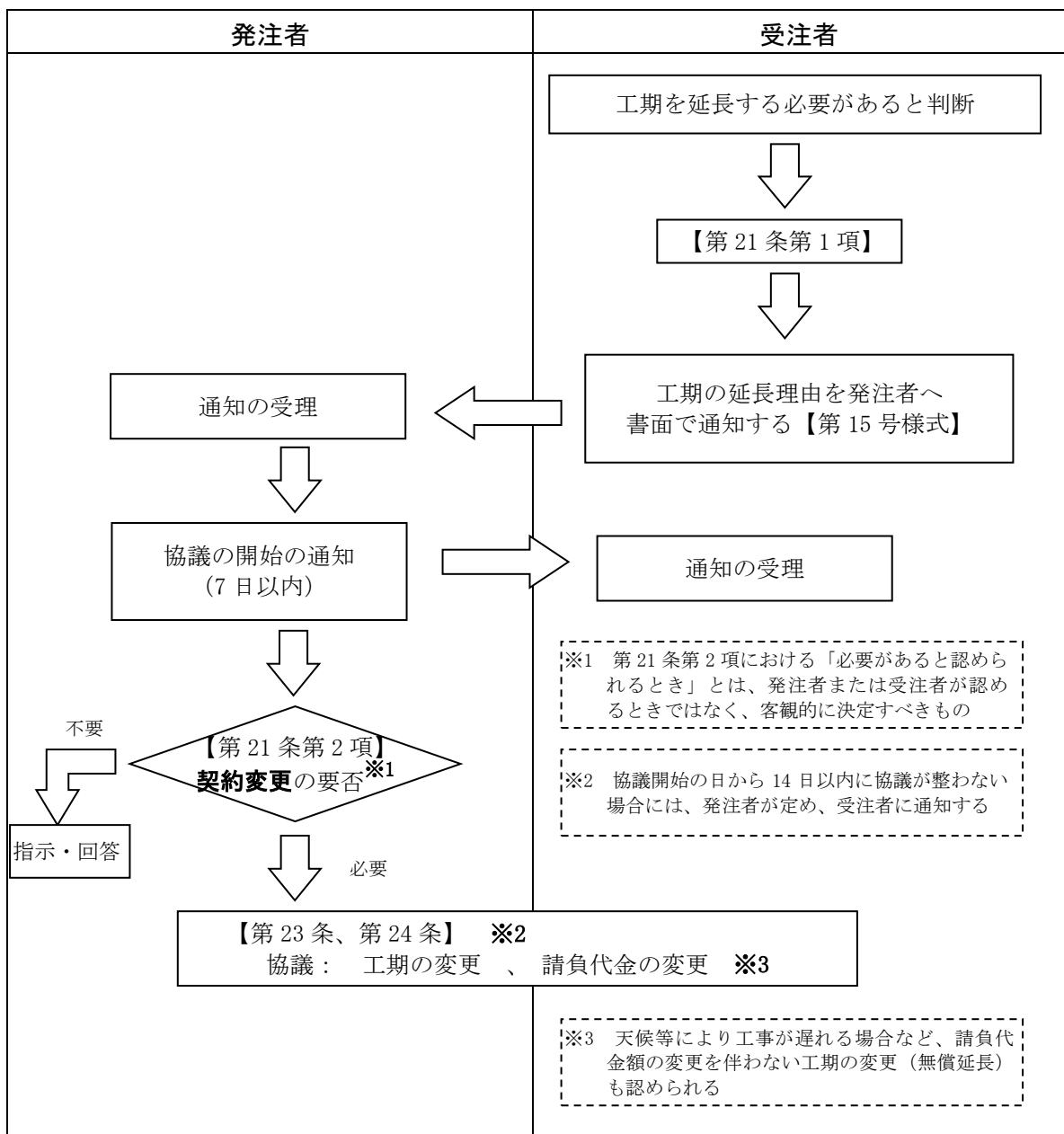
(8) 受注者の責に帰することができない事由による工期内に工事を完成する事ができない場合 (第 21 条)

天候の不良や関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成できないと認められる場合には、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

[例]

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

契約約款第 21 条に係る変更手続きのフロー



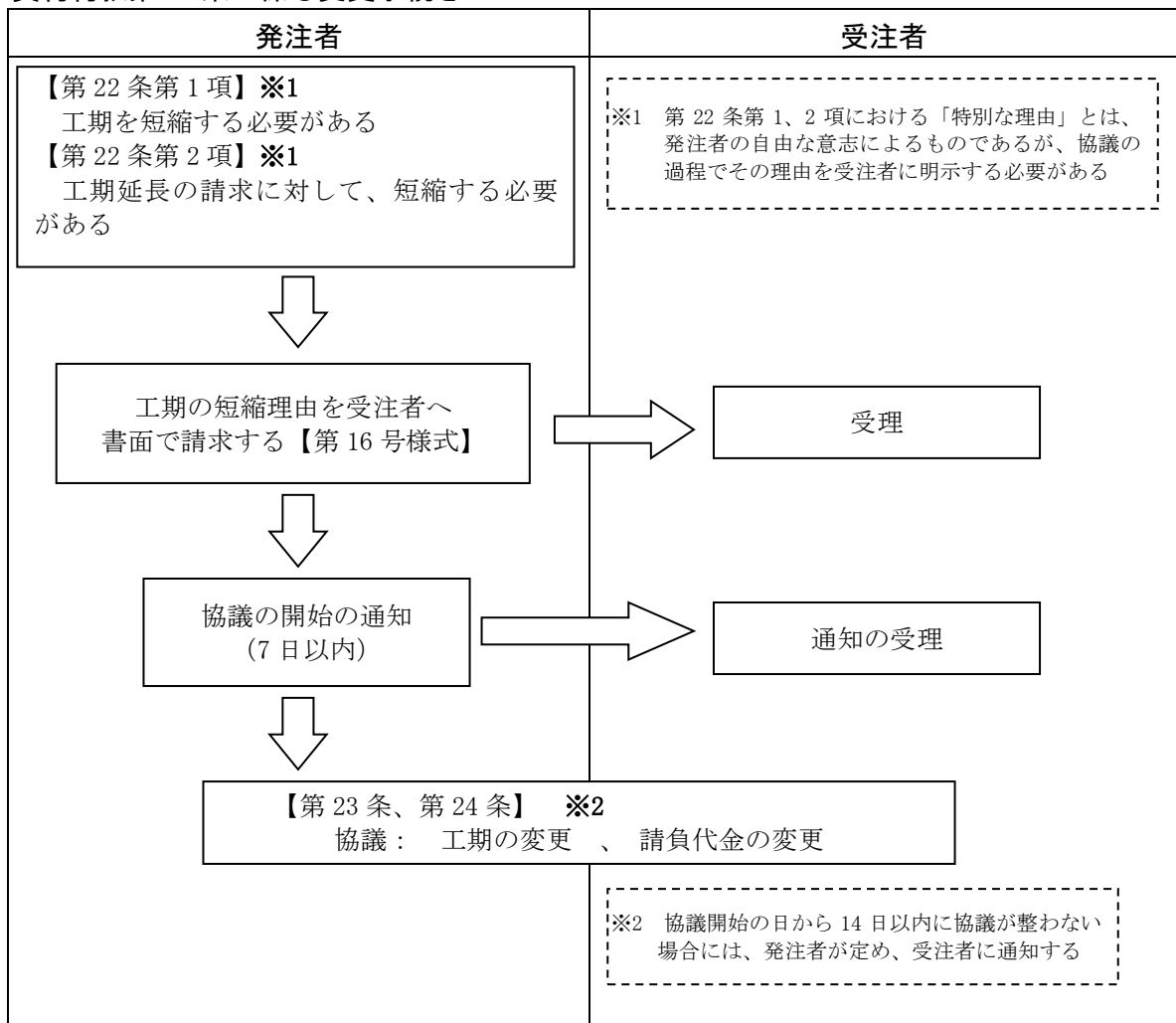
(9) 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合（第 22 条）

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。また、発注者は、その工期の短縮により、受注者に損害を及ぼした場合など必要と認められるときは、費用等を負担しなければならない。

[例]

- ・道路、公共施設等の供用開始時期について、当初予定していた時期を繰り上げて開始する場合
- ・事業の執行に関する当初の予定が変更され早い時期に完成が必要となる場合など

契約約款第 22 条に係る変更手続きのフロー



## 8 「指定」・「任意」の正しい運用について

### (1) 自主施工の原則

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下、「施工方法等」という。）について、発注者が事細かに指定することにより、受注者にとって最も経済的、効率的な「施工方法等」が採用できなくなることに加え、民間技術力の発展を阻害し、不適當であるのみならず、発注者にとっても事務負担の増大をもたらすことになる。

このため、契約約款第 1 条第 3 項では「施工方法等」について、その責任の所在を明らかにし、施工主体としての受注者の自主性を明文で保証している。これは、「自主施工の原則」とも言われる。

発注者が、設計図書で「施工方法等」について特別の定めを指定していない場合には、受注者は自己の責任において「施工方法等」を選択するものとし、発注者が「施工方法等」の選択について注文をつけてはならない。注文をつける必要が生じた場合には、契約約款第 19 条の手続きに従って設計図書を変更する必要がある。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、発注者は、設計図書に特別の定めを明示し「施工方法等」を指定することができる。

このように、「指定」と「任意」の考え方は、工事の設計（積算）全般に共通する考え方であるが、特に仮設において、いずれに当たるのかを受発注者双方で確認しておくことが、役割の明確化につながる。

### (2) 「指定」

工事目的物を完成する手段のうち、発注者が「施工方法等」を決定する必要がある場合に、あらかじめ設計図書に条件として明示した「施工方法等」を「**指定**」といい、受注者は設計図書どおりに「施工方法等」を行わなければならない。

関係官公署等との協議、安全確保及び第三者との調整等により、「施工方法等」を特に指定する必要がある場合は、発注者は設計図書に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

公共工事の発注における工事安全対策要綱（平成 4 年 7 月 1 日 建設省技調発第 165 号）では、次に示すような施工条件の仮設工においては、設計図書において指定仮設とすることが定められている。

- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- ・仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・特許工法または特殊工法を採用する場合
- ・関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

### (3) 「任意」

工事目的物を完成する手段のうち、受注者が自己の責任において「自主施工の原則」により行い、上記(2)「指定」以外のものを「任意」という。

発注者は設計図書に、仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみ明示し、工事の積算は当該条件に基づき、発注者の判断による仮設工を適切に計上する必要がある。

### (4) 「指定」と「任意」の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない(※1)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正と提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更対象とする	設計変更対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更対象とする	設計変更対象とする

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した「施工方法等」を「参考図書」として示すことがある。「参考図書」で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、「参考図書」で示した内容と実際の「施工方法等」が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

## (5) 留意事項

「施工方法等」には、「指定」と「任意」があり、発注者は「指定」と「任意」の部分を確認にする必要がある。

「任意」については、受注者が自らの責任で行うもので、「施工方法等」の選択は受注者に委ねられている（変更の対象としない）。

発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするよう注意が必要。

ただし、任意であっても当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

(任意における不適切な対応例)

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応（発注者）
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応（発注者）
- ・推進工事において受注者が標準歩掛を超える日進量で施工したが、発注者が積算上の歩掛（日進量）を平均で超えないよう対応（発注者）
- ・新技術の活用について、受注者から活用の申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応（発注者）
- ・任意部分において、受注者の考えで決定した施工方法にも係わらず、結果的に費用が増額したことにより契約金額の増額を要求（受注者）



## 9 施工条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとしている。受発注者間での積算額に大きな差異が発生する原因の一つが、この施工条件の明示が適切に行われていないことに起因しており、発注者は契約上の信義として判明している条件を漏れなく明らかにしておく必要がある。

次に主な明示事項を掲げるが、これ以外にも積算額に影響のある条件が判明している場合は、適宜明示事項を追加していく。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、受発注者の協議により適切に対応するものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され、当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合、または発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>

工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設または最終処理場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</li> <li>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</li> </ol>

## 10 承諾図の協議における設計変更手続き

電気・機械設備工事では、設計図書において機器や施工に係る詳細仕様を規定していない場合が多いため、受注者は設計図書に基づき、設計意図（機能性、安全性、維持管理性等）を十分に把握し、現場実測等を行ったうえで承諾図を作成し、監督員に提出し、発注者との承諾図の協議により詳細仕様を確定する必要がある。

その過程において、契約約款第 18 条第 1 項または第 19 条に該当する設計変更の対象となる事項が判明した場合には、承諾図の協議と並行し、設計変更に係る協議事項として工事打合簿等の書面により、速やかに第 18 条または第 19 条に基づく設計変更に係る手続きを行い、必要があると認められるときは、契約変更を行うことが必要である。

## 11 参考資料

### (1) 契約約款 (抜粋)

#### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない

#### (条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

**(請負代金額の変更で代える設計図書の変更)**

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**(2) 水道工事標準仕様書 (抜粋)**

**1-1-3 設計図書の照査等**

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販、公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

**1-1-14 工事の一時中止**

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事中断については、1-1-45 (臨機の措置) により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反したまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- 3 前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

**1-1-15 設計図書の変更**

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象をなることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-16 工期変更

- 1 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条、及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき、設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

### (3) 電気・機械工事標準仕様書（抜粋）

#### 1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販、公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

#### 1-1-4 承諾図・決定図

- 1 受注者は、設計図書に基づき、設計意図（機能性、安全性、維持管理性等）を十分に把握し、現場実測等を行った上で承諾図を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 承諾図とは、受注者が設計図書に示す仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。
- 3 承諾図の承諾とは、発注者もしくは監督員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。
- 4 承諾図の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については発注者と協議するものとする。
- 5 受注者は、承諾図が監督員または発注者に承諾された後、機器製作及び工事施工に着手すること。
- 6 受注者は、承諾図の内容を修正または、監督員との協議後、最終決定した内容を承諾図に反映した決定図を製作し、監督員へ提出すること。
- 7 承諾図の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責または軽減されるものではない。

#### 1-1-1 4 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事中断については、1-1-32（臨機の措置）により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- 3 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。



#### 1-1-15 設計図書の変更

- 1 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象をなることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。
- 2 工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合においては、発注者または受注者の発議による協議の上、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行う。ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。この場合、監督員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明または必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。
- 3 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。  
発注者の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準、仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と受注者は協議の上、指示した日を基準日とし変更するものとする。  
請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係る部分についてのみ行うものとする。

#### 1-1-16 工期変更

- 1 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条、及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき、設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

## 12 Q&A

### (1) ガイドライン全般

#### ○ 問1

設計変更を行った契約変更の手続きはいつ頃行うべきか？

#### ○ 答1

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、直ちに契約変更を行う必要がある。ただし、次に該当するものはこの限りでない。

- ① 事故を未然に防止するための措置を緊急に指示する場合。
- ② 工事施工途中において発生した新たな工事や変更に対し、速やかに措置を講じないと工事施工に影響を及ぼす場合。
- ③ 構造、工法、位置、断面等に係る重要なものを除き、変更見込額が請負代金額に対し軽微の場合。（以下「軽微な設計変更」という。）

#### ○ 問2

直ちに契約変更の手続きを行わない場合の手続きはどのようにすべきか？

#### ○ 答2

答1の①から③に該当し、直ちに契約変更を行わない場合の手続きは次のとおりとする。

- ① 設計変更の要因が発生した都度、速やかに工事等内容変更伺書により決裁権者の決裁を受けるものとする。
- ② 工事等内容変更伺書の決裁ののち、直ちに工事等内容変更指示書により受注者に対し通知するものとする。
- ③ 答1③の「軽微な設計変更」については、出来高検査前、又は工事完成前に一括して契約変更を行うことができる。

### (2) 施工条件明示について

#### ○ 問3

施工条件を明示する目的は？

#### ○ 答3

工事目的物を完成するにあたり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することにより、工事を円滑に実施することを目的としている。

施工条件は契約条件になるものであり、設計図書の中で明示するものとされている。明示された施工条件に変更が生じた場合は、契約約款の関連する条項に基づき、適切に対応する必要がある。

○ 問4

施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項は？

○ 答4

施工条件は、施工計画を立てるにあたり、工期や工事費に大きく影響する。

そのため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要がある。

○ 問5

改修（更新）工事の場合、発注者が工程に関して施工条件明示として記載すべき事項は？

○ 答5

改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められる。

① 特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→（記載例）

作業可能日・時間、施工手順等

② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→（記載例）

作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等

(3) 「指定」と「任意」の考え方

○ 問6

任意仮設の設計変更の考え方は？

○ 答6

設計変更は、契約約款第18条または第19条の規定により、設計図書を変更し、発注者が受注者に「指示」または「通知」することをいう。「任意」仮設は契約約款第1条第3項の規定により、受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象とはならない。

ただし、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や、当初発注時点で予期し得ない現場条件等が確認された場合は、発注者と受注者の協議により設計変更の対象となり、この設計変更に伴う「任意」仮設の変更は契約変更の対象となる。

○ 問7

「指定」と「任意」の考え方（当ガイドライン P19）表の※1 で、「参考図」等で示した内容と実際の「施工方法等」が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある、とあるが、契約約款の何条を根拠に「協議」の対象となるのか？

○ 答7

「参考図」等で示した内容と実際の「施工方法等」が大幅に異なる場合」の協議は、契約約款第18条第4項第3号に基づくもの。

契約約款第18条第4項（抜粋）

3 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

○ 問8

重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となった。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となるか？

○ 答8

工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、契約約款第18条第1項第四号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となる。

契約約款第18条第1項（抜粋）

4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

○ 問9

雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けた。この場合、設計変更の対象となるか。

○ 答9

工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意である。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象とならない。ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合もある。（契約約款第18条第4項第三号、同条第5項）

契約約款第18条第4項（抜粋）

3 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

○ 問 10

「指定」とする建設機械はどのようなものか？

○ 答 10

標準仕様書に記載のある一般工事用建設機械については、法律等に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

また、工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限があり、特定の建設機械を使用しなければならない等、特記仕様書または図面で建設機械の規格、能力について「参考図」とせずに記載した場合は、「指定」となり、受注者はその規格、能力の建設機械を使用しなければならない。

(4) 個別事例

○ 問 11

工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止）なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となるか？

○ 答 11

受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、契約約款第18条第1項第2号（設計図書の誤謬または脱漏）に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となる。（契約約款第18条第4項第1号）

契約約款第18条第4項（抜粋）

- 1 第1項第1号又は第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

○ 問 12

工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となるか？

○ 答 12

受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられる。よって、契約約款第18条第1項の条件変更等には該当しないため、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる場合もある。（契約約款第18条第4項第1号、第3号）

契約約款第18条第4項（抜粋）

- 1 第1項第1号又は第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 3 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

**○ 問 13**

関連工事の期間延長により工事の施工が出来ない状態となった。設計変更の対象となるか？

**○ 答 13**

受注者の責に帰することが出来ない事由にあたるため、契約約款第21条による工期の延長、または契約約款第20条による工事の一時中止の手続きの対象となり、設計変更または契約変更の対象となる。

**○ 問 14**

受注者より、受注者の都合により工事目的物を変更したいと提案があった。提出された資料により、設計図書と同等以上の性能が確保されることが判断された。設計変更の対象となるか？

**○ 答 14**

契約約款第18条による確認を行い、該当しないと判断されれば、受注者が自らの都合により提案しているものであるため、承諾による施工にあたるため、設計変更の対象とはしない。

(5) その他

**○ 問 15**

総合評価落札方式により受注した工事における技術提案について、設計変更ができるか？

**○ 答 15**

総合評価方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式である。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則履行されなければならない。このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできない。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとする。